

第12回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月5日(木) 午後2時00分から午後3時21分

2. 開催場所 おりなす八女 小ホール

3. 出席農業委員 (21名)

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 敏通	3番	松尾 健一
4番	牛嶋 徹也	5番	小川 哲郎	6番	角 秀次
7番	馬場 康浩	8番	大坪知美子	9番	中島 秀徳
10番	仁田原一太	11番	稲葉 初男	12番	入江 保生
16番	古賀 則夫	17番	江崎 潔	18番	中村 善徳
19番	茅島 澄雄	20番	中村 輝義	21番	田村 一彦
22番	三宅 覚	23番	池尻 律芳	24番	城後 公一

4. 出席最適化推進委員 (15名)

1番	樋口 重樹	4番	牛島由美子	5番	樋口 祐二
8番	服部 正文	12番	上村 洋治	15番	室園 千秋
18番	久木原秀登	22番	八田 久男	25番	中嶋 清隆
28番	井手 洋一	29番	橋村 茂實	33番	井上 昌彦
39番	塩塚 義治	42番	栗原嘉寿秀	43番	山口 史登

5. 欠席委員 農業委員 (3名)

13番	高山 和典	14番	今村 嗣範	15番	増永 勝広
-----	-------	-----	-------	-----	-------

6. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第53号 農地の買受適格証明について

議案第54号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第18号 農地法施行規則第53条の規定による報告について

議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

7. 農業委員会事務局職員

局長 松延 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 原 知輝 黒
木支所 渡部 真弓 立花支所 安田 凌介 上陽支所 葉山 多恵子
星野支所 江藤 繁徳 矢部支所 堤 翔太

8. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長	<p>みなさまこんにちは。今日は全国的に冷えましてこれからもまた寒くなると思いますけれども、体調管理には十分に注意をしていただきたいと思います。そして皆様ご存じのように、八女市長選挙が11月1日に告示をされ、8日の日曜日に投開票ということで今回は3人の方が立候補されており、非常に激戦となっております。今から4年間必要な人でないと八女市は成り立っていかないということで、じっくりと選んでいただきまして投票に行ってくださいますようお願いをいたします。本日は令和2年第12回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集下さいまして、誠にありがとうございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。</p> <p style="text-align: center;">(議 長 着 席)</p>
議 長	<p>日程 第1・会議の成立 只今の出席委員の数は農業委員 <u>21名</u>、 農地利用最適化推進委員 <u>15名</u> であります。 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。 日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、11番 稲葉初男委員、12番 入江保生委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第3・議案の上程を行います。 事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(案件朗読)</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告2件・議案5件を一括議題といたします。 1ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より通知の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告につきましては23件です。解約のあった土地35筆、うち田15筆、畑20筆、合計面積は104,984㎡です。それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p>
農業委員 21番	<p>2点質問したいことがあります。2ページの番号12番・13番どようになっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>12番・13番につきましては、福岡県農業振興推進機構を介した賃借契約の解約になっています。推進機構と借手、推進機構と貸手の2つの契約から成り立っているので、この2つの契約のそれぞれ合意解約となっています。</p>
農業委員 21番	<p>それともう1点あります。19番の案件にある農地は、9月の総会で別の方との解約又は推進機構への売買がされていますが、今回の総会では、前回の方とは違う方との解約が同じ農地で出てきています。この農地に関して、どのように権利移動がされているのかを教えてください。</p>
事務局	<p>19番の農地につきましては、大きな1筆の農地の面積を2人で分けて耕作しており、農地1筆に対して耕作人2人それぞれに対して貸借の契約が入っていました。耕作人をAさん・Bさんとする、9月の総会ではAさんの耕作面積分だけの貸借契約を解約し、その面積分だけ推進機構へ売買を行っています。このときBさんとの貸借契約は残っています。今回の総会ではBさんの耕作面積分だけの貸借の解約・Aさんの耕作面積分だけの売買が推進機構からAさんへと行われています。以上でございます。</p>
農業委員 21番	<p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありま</p>

議 長	<p>すので、質疑にとどめ審議を終わります。 5 ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理についての番号1番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、1番についてご説明します。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということで所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番と93ページの414番は下限面積関連のため、一括審議といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の新規営農と譲渡人の経営縮小ということで所有権移転売買の申請です。続いて93ページの414番について説明いたします。（議案書朗読）3年間の賃貸借設定をされる申請です。続けて譲受人についてご説明いたします。譲受人は父親が農業をなされており、農業の手伝いをされており農業経験はおありです。今回ご自身で農地を取得され玉ねぎ、サツマイモ、筍の栽培を予定されております。栽培方法につきましては賃貸借の賃貸人よりご指導いただく予定とのことです。出荷先は直売所での販売を予定されております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということで所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番と8ページの議案第53号 農地の買受適格証明についての番号1番は関連しますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5ページの4番～6番と8ページの1番～3番の「競売に参加するための買受適格者としての証明について」は関連いたしますので案件ごとを一括して説明いたします。買受適格証明とは、農地の競売・公売の入札に際し、農地を取得できない者が参加することを未然に防ぐために必要なものとなっております、農地法第3条の許可を受けられることを証明するものです。</p>
事務局	<p>本案件は、福岡地方裁判所八女支部が行う競売案件で、入札期間は令和2年11月18日から11月25日まで、開札は12月2日です。なお、本件は競売案件ですので、申請者、参加者数の情報など、守秘義務を徹底していただきますようお願いいたします。</p> <p>4番についてご説明します。（議案書朗読）申請者が経営拡大のため取得しようとするものです。作付計画は米となっております。農地法第3条の許可要件につきましては、申請書で許可要件を満たすことを確認しています。申請者は耕作目的での取得を希望していますので、落札者となった場合、農地法第3条の所有権移転の許可書については、買受適格証明の発行時と事情が異なっていなければ発行することにな</p>

	ります。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。
農業委員 21番	質問です。この場合は耕作を前提ということなんですけど、例えば、代理者であるとか、耕作期間の条件等はあるのでしょうか。
事務局	はい、お答えします。申請者が耕作を目的されてあるということでの申請なので、代理者の申請はできません。耕作期間については法的には定められていませんが、農地を農地以外のものにするにつきましては、取得から3年間は原則認めないという方針で八女市・広川町・筑後市で申し合わせを行っております。以上でございます。
農業委員 21番	ありがとうございます。
議 長	質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定し、買受適格証明書を交付いたします。 続いて番号5番は先程と同様、8ページの番号2番と関連しますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	5番について説明いたします。(議案書朗読)申請者が経営拡大のため取得しようとするものです。作付計画は米となっています。農地法第3条の許可要件につきましては、申請書で許可要件を満たすことを確認しています。申請者は耕作目的での取得を希望していますので、落札者となった場合、農地法第3条の所有権移転の許可書については、買受適格証明の発行時と事情が異なっていなければ発行することになります。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定し、買受適格証明書を交付いたします。</p> <p>続いて番号6番は先程と同様、8ページの番号3番と関連しますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。また、この案件は八女市農業委員会会議規則11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係委員であります農業委員19番 茅島澄雄委員さんは席を下げていただきますようお願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番について説明いたします。（議案書朗読）申請者が経営拡大のため取得しようとするものです。作付計画は米となっています。農地法第3条の許可要件につきましては、申請書で許可要件を満たすことを確認しています。申請者は耕作目的での取得を希望していますので、落札者となった場合、農地法第3条の所有権移転の許可書については、買受適格証明の発行時と事情が異なっていなければ発行することになります。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定し、買受適格証明書を交付いたします。茅島委員さんは元の席にお戻りください。</p> <p>続いて番号7番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7番について説明します。（議案書朗読）父親である譲渡人から息子である譲受人へ所有権移転贈与の申請です。以上です。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番について説明いたします。(議案書朗読) 祖母である譲渡人から孫である譲受人への所有権移転贈与の申請です。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
事務局	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番と次の番号10番は下限面積関連のため、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9番および10番について説明いたします。(議案書朗読) 9番・10番の譲渡人はご夫婦であり、高齢化による経営縮小と譲受人の経営拡大に伴う所有権移転贈与の申請です。下限面積については9番と10番合わせて、合計7,345㎡となりますので問題ございません。以上よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>11番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転贈与の申請です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p>
<p>（ 異議なしの声あり ）</p>	
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 7ページをお願いします。続いて番号12番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>12番について説明します。（議案書朗読）譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p>
<p>（ 異議なしの声あり ）</p>	
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 8ページの議案第53号はすべて審議済みです。9ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第54号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について農業委員1番 月足靖彦委員、3番 松尾健一委員、4番 牛嶋徹也委員、14番 今村嗣範委員、18番 中村善徳委員、19番 茅島澄雄委員、最適化推進委員3番 平井照也</p>

議 長	<p>委員、7番 隈本俊光委員、10番 下川栄一委員、14番 松延清隆委員、22番 八田久男委員、25番 中島清隆委員、26番 堤政信委員、32番 野中敏成委員、41番 栗原英喜委員に会議規則11条の議事参与の制限を適用いたしますので、関係する委員さんは席を下げさせていただきますようお願いします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。今回は、所有権移転の案件が10件、利用権設定の案件が678件、利用権設定内容変更が1件ございます。</p> <p>番号1番、（議案書朗読）こちらを譲渡人から譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号2番、（議案書朗読）こちらを譲渡人から譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号3番、（議案書朗読）こちらを譲渡人から譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>9ページ4番から10番までは中間管理事業を活用した所有権移転売買になります。</p> <p>番号4番、（議案書朗読）こちらを譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号5番、（議案書朗読）こちらを譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号6番、（議案書朗読）こちらを譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号7番、（議案書朗読）こちらを譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号8番、（議案書朗読）こちらを譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号9番、（議案書朗読）こちらを譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号10番、（議案書朗読）こちらを譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p>
事務局	<p>12ページから143ページにつきましては利用権設定の各筆明細</p>

事務局	<p>となっております。期間は1年から30年までの新規、再設定、合わせて利用権設定件数678件、利用権を設定する土地1,494筆、合計面積2,512,152.21㎡です。</p> <p>詳細につきましては、今回は新規営農等が出ておりますのでご説明いたします。93ページの414番については農地法3条案件にて説明済みです。</p>
事務局	<p>99ページ448番についてご説明します。この案件は下限面積の関連がありますので123ページ591番と一括でご説明します。</p> <p>99ページ448番についてご説明いたします。（議案書朗読）こちらを貸人から借人へ10年間の賃貸借権設定をされる申請です。</p> <p>123ページ591番についてご説明いたします。（議案書朗読）こちらを貸人から借人へ10年間の賃貸借権設定をされる申請です。</p> <p>こちらの案件の借人についてご説明いたします。借人は、父親の農業の手伝いを4年ほどされており、農業経験はおありです。今回自身で農地を借り入れられ新規に農業を始められます。父親の農地と591番の貸人の農地を借り入れられ、父親の指導を受けながら、苺を作付けされます。出荷先はJAの予定です。</p> <p>施設園芸の場合、施設面積2,600㎡以上という下限面積の条件を414番・591番合わせて3,645㎡で満たしておりますので問題は無いとしています。</p>
事務局	<p>99ページ451番についてご説明します。（議案書朗読）こちらを貸人より借人へ5年間の賃貸借権設定をされる申請です。</p> <p>借人は亡くなられた父親の手伝いを10年ほどされており、農業経験はおありです。今回自身で農地を借り入れられ、新規に農業を始められます。父親の相続代表人である母親から農地を借り受け、筍の栽培、収穫をされます。出荷先はJAの予定です。</p>
事務局	<p>続いて106ページ495番・496番については下限面積の関連がありますので一括でご説明いたします。</p> <p>495番、（議案書朗読）こちらを貸人から借人へ5年間の使用貸借権設定をされる申請です。</p> <p>496番、（議案書朗読）こちらを貸人から借人へ5年間の使用貸借権設定をされる申請です。</p>

事務局	<p>借人は、亡くなられた貸人の甥にあたります。貸人の手伝いを長年されており、農業経験はおありです。今回農地を借り入れ、キウイを栽培されます。出荷先はJAの予定です。</p> <p>面積要件については495番、496番合わせて14,195㎡なので問題はございません。</p>
事務局	<p>続いて113ページ534番について説明いたします。（議案書朗読）こちらを貸人から借人へ10年間の賃貸借権設定をされる申請です。</p> <p>借人は貸人より農地を借り受けられ、オリーブの栽培を行っていく予定です。借人は現在長崎県にご在住ですが、退職され実家である立花町に居住し営農されます。オリーブの栽培技術については知人のオリーブ栽培をされている方にご指導いただく予定です。将来的には法人化を目指してあり、今後茄子や苺のハウス園芸を考えてあります。出荷先は通信販売、地元の直売所の予定です。</p>
事務局	<p>続いて125ページ603番についてご説明いたします。（議案書朗読）こちらを貸人から借人へ5年間の賃貸借設定をされる申請です。</p> <p>借人は父親の農業の手伝いを8年ほどされており農業経験はおありです。今回父親の農地を借り入れられ、自身で新規に農業を始められます。営農計画は筍の栽培、収穫です。出荷先はJAの予定です。</p>
事務局	<p>続いて144ページの利用権設定変更の案件の説明をさせていただきます。（議案書朗読）こちらを貸人と借人による令和2年5月10日から令和12年5月9日までの賃貸借設定を経営規模縮小目的のため、終期を令和7年5月9日に変更される申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p>
農業委員 21番	<p>中間管理事業での売買に関して、同じ農地を推進機構が買う金額と推進機構が売る金額が違ふことはどのようになっていますか。</p>
議 長	<p>原因を調べますのでそれまで暫時休憩をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（ 暫時休憩 ）</p>

事務局	農地の買取金額については、9月総会時の表記が正しいものです。今回総会の金額については、後日調べて差し替え又は修正等対処をしたいと思いますがご了承いただけますか。
農業委員 21番 議長	分かりました。 他に質問はありますか。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。
	（ 異議なしの声あり ）
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。関係する委員の11条を解きます。元の席にお戻りください。145ページをお願いします。
議長	報告第18号 農地法施行規則第53条の規定による報告について事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。申請地は国道442号線から矢部清流学園から入る県道浮羽石川内線を約4km進んだ右側の農地になります。（議案書朗読）KDDI携帯電話基地局用地とするものです。農地は自作地であり、隣接農地も貸人の農地であるため問題ありません。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものですので、質疑にとどめ審議を終わります。146ページをお願いします。
議長	議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。
事務局	説明いたします。農地の区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断します。申請地は、黒木町本分にあります豊岡運動場より300mほど西側に進んだ田本の行政地区

事務局	<p>の北側の農地になります。（議案書朗読）この土地を資材置場用地とされる予定で、隣接農地はすべて申請人の所有地です。水利承諾もとってあります。</p> <p>10月29日に現地調査を実施した結果、雨水は排水溝を設置され、南側の道路側溝へ流れる計画です。排水に関しても問題ないと確認しています。以上よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市国武にあります北国武集会所より北へ30mほど進んだ農地になります。農地の区分は第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を申請人が太陽光発電施設用地として利用する計画です。隣接する農地は無いため同意は不要です。水利の承諾はとれています。</p> <p>10月27日に現地調査を行った結果、雨水は北側水路へ排水されます。特段問題はないと確認しております。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>147ページをお願いします。</p>

議 長	<p>議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>説明します。申請地は、八女市津江にありますフジキ工芸よりバルビゾン通りを挟んで北側に隣接する農地です。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する「用途地域」が定められた農地であり、第3種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を専用住宅用地として永年の使用貸借し、専用住宅を建築する計画です。隣接する農地はなく同意の必要はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>10月27日に現地調査を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水は北側水路へ排水されますので隣接地への影響等、特段問題は無いと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局 事務局	<p>申請地は、八女市納楚にあります川崎病院より国道442号線を北西に400mほど進んだところの農地です。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する「用途地域」が定められた農地であり、第3種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を宅地分譲用地6区画として売買するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>10月27日に現地調査を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水は南側水路へ排水されますので隣接地への影響等、特段問題は無いと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

議 長	<p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>説明します。申請地は、八女市山内の八女市東公民館よりバルビゾン通りを東へ200m進んだところの農地です。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。(議案書朗読)この土地を駐車場用地として利用するための申請でございます。隣接する農地はありますが自己所有地で同意は不要です。水利の承諾もとれています。</p> <p>10月27日に現地調査を行った結果、雨水は自然流下で影響等、特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号4番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、説明いたします。申請地は、西日本短期大学附属高等学校より北へ200mほど進んだところの農地です。農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は3番と同じです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。(議案書朗読)この土地を特定建築条件付建売住宅用地7区画として利用される申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>10月27日に現地調査を行った結果、生活雑排水は下水道で処理</p>

事務局	され、雨水は西側側溝へ排水されますので隣接地への影響等、特段問題は無いと確認しております。以上でございます。
議長	事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議長	以上で議案の審議は全部終了いたしました。これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでした。
	(閉会宣言 3時21分)
	令和2年11月5日
	議長 城後 公一
	11番 稲葉 初男
	12番 入江 保生